

貨物自動車運送事業法関係法令の解説

(平成15年4月1日)

1. 許可、認可申請又は届出若しく報告を必要とする事項

貨物自動車運送事業者として次の事項にかかわるときは、許可・認可を受けるか、届出又は報告をしなければなりません。

1 許可を受けなければならないもの。

事業用自動車の運行の管理その他国土交通省令で定める輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託をしようとするとき (法第29条第1項)

2 認可を受けなければならないもの。

- (1) 事業計画 (営業所、自動車車庫、休憩睡眠施設、事業用自動車の種別、利用運送を行うかどうかの別) を変更しようとするとき (法第9条第1項)
- (2) 運送約款を変更しようとするとき (法第13条第1項)
- (3) 運送事業の譲渡し及び譲受けをしようとするとき (法第30条第1項)
- (4) 運送事業者の法人を合併 (分割) しようとするとき (法第30条第2項)
- (5) 相続により、運送事業を引き続き経営しようとするとき (法第31条第1項)

3 届出をしなければならないもの。

- (1) 事業計画 (増減車) を変更するとき・・・事前届出 (法第9条第3項)
- (2) 事業計画 (営業所の名称等) を変更したとき (法第9条第3項)
- (3) 運賃及び料金を変更しようとするとき・・・事後届出 (貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)
- (4) 運行管理者又は整備管理者を選任又は解任 (変更) したとき (法18条、安全規則第19条、道路運送車両法第50条、第52条)
- (5) 事業を休止又は廃止したとき (法第32条)

- (6) 貨物軽自動車運送事業を經營しようとするとき・・・事前届出
(法第36条第1項)
- (7) 運輸を開始したとき (施行規則第44条第1項第1号)
- (8) 譲渡し及び譲受け又は合併(分割)が終了したとき
(施行規則第44条第1項第2号)
- (9) 事業を再開したとき (施行規則第44条第1項第3号)
- (10) 行政庁からの命令を実施したとき (施行規則第44条第1項第4号)
- (11) 事業者の氏名、名称又は住所に変更があったとき
(施行規則第44条第1項第5号)
- (12) 法人の役員に変更があったとき (施行規則第44条第1項第6号)

4 報告をしなければならないもの。

- (1) 営業報告書・・・毎事業年度経過後100日以内
(法第60条第1項・貨物自動車運送事業報告規則第2条)
- (2) 事業実績報告書・・・毎年7月10日まで
(法第60条第1項・貨物自動車運送事業報告規則第3条)
- (3) 自動車事故報告書(事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他
国土交通省令で定める重大な事故を引き起こした
とき)・・・30日以内
(法第24条・自動車事故報告規則第3条)

※ ただし、死傷者が発生した場合等は24時間以内に電話等で通報する。

2. 貨物自動車運送事業者として履行しなければならない事項

- (1) 運賃、料金及び運送約款その他国土交通省令で定める事項を掲示すること (法第14条)
- (2) 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておくこと (法第17条第1項・安全規則第3条第1項)
- (3) 乗務員が有効に利用できる休憩、睡眠施設を整備並びに適切に管理及び保守しておくこと (法第17条第1項・安全規則第3条第3項)
- (4) 乗務員の適切な勤務時間及び乗務時間を定めること (法第17条第1項・安全規則第3条第4項)
- (5) 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておくこと (安全規則第3条第6項)
- (6) 過積載による運送の防止について運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を行うこと (安全規則第4条)
- (7) 事業用自動車に貨物を積載するときは偏荷重が生じないように積載すること及び貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛ける等必要な措置をすること (安全規則第5条)
- (8) 自動車車庫を適切に確保しておくこと (安全規則第6条)
- (9) 乗務を開始しようとする運転者に対し、点呼を行い、疾病、疲労その他により安全な運転をすることができないおそれの有無及び運行前の日常点検の実施又はその確認について報告を求め、運行の安全を確保するために必要な指示をすること (安全規則第7条第1項)
- (10) 乗務を終了した運転者に対し、点呼を行い、事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めること (安全規則第7条第2項)
- (11) 乗務前点呼及び乗務終了点呼の内容を運転者ごとに記録し、かつ、1年間保存すること (安全規則第7条第3項)
- (12) 運転者の乗務について、運転者ごとに運転者名、自動車登録番号その他必要な事項を記録させ、その記録を1年間保存すること (安全規則第8条)

- (13) 大型自動車（車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上）等及び運行車に係る運転者の乗務について運行記録計により記録し、その記録を 1 年間保存すること（安全規則第 9 条）
- (14) 運行の安全を確保するために必要な運転技術及び法令に基づき自動車の運転に関する遵守すべき事項について運転者に対する適切な指導及び監督をすること（安全規則第 10 条第 1 項）
- (15) 非常信号用具及び消火器の取扱いについて、乗務員に対する適切な指導をすること（安全規則第 10 条第 2 項）
- (16) 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示及び輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること（安全規則第 11 条）
- (17) 事業用自動車の構造、装置、走行距離等の使用条件を考慮した定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備を行い、点検及び整備に関する記録簿に記載し、保存すること（安全規則第 13 条）
- (18) 事業用自動車の使用の本拠ごとに自動車の点検及び清掃のための施設を設けること（安全規則第 14 条）
- (19) 関東運輸局長から整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせること（安全規則第 15 条）
- (20) 営業所の管理する車両数に応じて必要な運行管理者を選任すること（法第 18 条第 1 項・安全規則第 18 条）
- (21) 運行管理者に対し業務を行うために必要な権限を与えること（法第 22 条第 2 項）
- (22) 運行管理規程を定めること（安全規則第 21 条）
- (23) 事業者は、運行管理者が業務として行う助言を尊重すること（法第 22 条第 3 項）
- (24) 運行管理者の業務の的確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行うこと（安全規則第 22 条）
- (25) 運輸支局長から運行管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、運行管理者に当該研修を受けさせること（安全規則第 23 条）
- (26) 自動車の外側に使用者の氏名その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示すること（道路運送法第 95 条）

3. 貨物自動車運送事業者として禁止されている事項

- (1) 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を乗務させること
(安全規則第3条第5項)
- (2) 過積載による運送の引受け及び過積載による運送計画又は運転者等に対して過積載による運送の指示をすること
(法第17条第2項)
- (3) 荷主に対し不当な運送条件を求めその他公衆の利便を阻害する行為をすること
(法第25条第1項)
- (4) 運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をすること
(法第25条第2項)
- (5) 特定の荷主に対し不当な差別的取扱いをすること
(法第25条第3項)
- (6) 名義を他人に貨物自動車運送事業のため利用させること
(法第27条第1項)
- (7) 事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させること
(法第27条第2項)
- (8) 有償で旅客の運送をすること
(道路運送法第83条)

法	:	貨物自動車運送事業法
施行規則	:	貨物自動車運送事業法施行規則
安全規則	:	貨物自動車運送事業輸送安全規則